

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年10月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年10月25日（水）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（1件）
議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（4件）
議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（3件）
議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第38号「農業経改善計画の認定について」⇒適当（1件）
- 4 出席委員（13名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）
4番・山口 透
- 6 事務局等職員
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
14番・高松幹博 委員 5番・梅本成子 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和5年10月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し
上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員13名が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、14番高松幹博委員、5番梅本成子委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付してありますとおり、報告第12号及び議案第34号～第38号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町中村字徳	田	2 7 3 m ²
	田	2 6 1 m ²
(菊徳公会堂北方)	2筆合計	5 3 4 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農業者

譲受人：建設業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画：北側道路高さまで盛土し、砕石敷する。西側境界はブロック5段積みしアルミフェンス、南西側はブロック5段積み、そ

の他は擁壁のみ。雨水は自然浸透とする。申請地と北側道路との間に水路あり。

専決処理：令和5年10月13日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を伴う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として令和5年10月13日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町中村字薬師前	田	1, 415 m ²
	田	654 m ²
	田	872 m ²
(下沢児童公園西方)	3筆合計	2, 941 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元高齢の所有者

譲受人：昨年就農し、申請地を使用貸借していた兼業農業者

農機具：リースでトラクター・コンバイン・田植機・軽トラック等

栽培作物：水稲・野菜

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は吉田委員です。譲受人は今後の作付けが見込まれ、周辺地域の効率的な農地の利用に支障はないとの報告をいただいています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和5年10月20日13時30分～16時30分までの間、11番丸山治正農地担当副会長、1番藤本勝彦委員、8番坂元三郎委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員：申請地3筆は、きれいに耕してありました。申請人は昨年度就農した方ですが、営農組合にも参加されています。配偶者の兄が農業をされており、本人のやる気もある。問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご

ございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定
します。

次に、「番号2」と「番号3」は、譲受人が同じですので、一括審
議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長：異議なしと認めます。
「番号2」と「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町印南字川北 (川北集落南方)

地目：田

面積：1,052㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元高齢の所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・田植機

栽培作物：水稲・野菜

「番号3」

所在：稲美町印南字川北 田 1,800㎡

田 174㎡

(川北集落南方及び東方) 2筆合計 1,974㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元高齢の所有者

譲受人・農機具・栽培作物は「番号2」と同じ

議長：「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を
報告願います。

事務局：地元最適化推進員は水野委員です。譲受人は耕作の見込みがあるの
で許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長：「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願
いします。

1番・藤本委員：申請地は、畑作地、大きいところは水稲作付けの後、小さ
なところはいろんな種類の野菜が作付けされている状態で、農地として
は問題ないと思います。譲受人についても、今回申請地のひとつを借

受け耕作されていまして、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町北山字籠池	畑	1 0 9 m ²
	畑	5 0 6 m ²
(下ノ池南方) 2筆合計		6 1 5 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元高齢の農業者

譲受人：隣接地に居住し、長年申請地を借用して耕作する者

農機具：トラクター・管理機・草刈機・消毒機

栽培作物：野菜・果樹

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地はこれまでから譲受人が借りられて、耕作管理されていまして。今後も作付けが見込まれますとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地は譲受人の自宅に隣接しており、各種野菜や果樹が植えられていました。引続き耕作されると見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申

請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字出新田 （岡東集落東）

地 目： 田

面 積： 409㎡

申請人： 地元農業兼自営業者

転用目的： 一般個人住宅

土地利用計画： 南側、東側は重力式擁壁新設し、北側、西側の道路高さまで盛土する。住宅1棟建築。雨水は、地内西側と南側に側溝新設し、南西角の会所柵を經由し、所有農地内埋設排水パイプにより南側既存水路に放流。汚水は公共下水に接続。
※都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地は住宅が点在する区域です。転用による周辺農地や用排水、道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地はきれいに鋤いてありました。東、南は申請人所有の農地です。雨水は自己所有農地を通して排水され、汚水は公共下水につなぐ計画です。農地の給排水、道路等への影響はないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町六分一字西場 （百丁場集落南西方）

地 目： 田

面 積： 780㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 建設業者

転用目的： 露天資材置場

土地利用計画： 西側は道路高さまで盛土する。北側、東側、南側境界は法面仕上げする。雨水は従来どおり南側既存の切り欠きから流す。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地西側は大きな工場があり周辺は太陽光発電施設がたくさんある。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は水稻の後で、北側は太陽光発電施設の工事中です。東も太陽光発電施設です。雨水については、従来の排水路を使うので、転用による農地用排水、道路への影響は問題ないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町加古字上新田東 （加古大池西）

地 目：田

面 積：7 2 8 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：建設業者

転用目的：賃貸露天資材置場

土地利用計画：西側と北側境界は、ブロック3段積みする。北、東、
し南側道路高さまで盛土する。雨水は自然浸透の計画。南側
道路を渡ると水路あり。

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地の南は町道、東は県道、
北は農道で、西は住宅です。申請地の周囲には水路がなく、排水に問題があるのではないかとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

1番・藤本委員： 申請地は保全管理されていました。雨水は現状では自然浸透しているようですが、盛土をすれば問題になるかもしれません。ブロック積で土砂の流出は防がれると思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及所有権の移動について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町中一色字宮ノ端 (県立高等学校東)

中一色地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域。

地 目：田

面 積：6 1 7 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産売買・建築工事業者

転用目的：分譲住宅用地1戸分

土地利用計画： 東側、南側はコンクリート擁壁新設し、西側道路高さまで盛土する。北側は隣接地に既設擁壁あり。雨水は、宅内雨水配管から北西の会所柵を經由して側溝に放流。汚水は公共下水道へ接続する。都市計画法第43号第1項に規定する建築物の新築許可申請受付済み。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地の西側は5m幅の道路、西側は最近開発された分譲地です。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂元委員： 申請地は保全管理されていました。北側は住宅地が整備されています。雨水は側溝へ、汚水は下水道に接続する計画ですので、転用による農地や排水、道路への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移動について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、改正農業経営基盤強化促進法2年間の経過措置に基づき、旧法第18条第1項の規定により、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 2件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 3件

申請筆数： 5筆

申請面積： 8, 352㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画案）

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：1件

申請筆数：3筆

申請面積：5,655㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受け転貸を同時に行うもの）

利用権を設定する申請者（借受者）：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：2件

申請筆数：2筆

申請面積：2,697㎡

事務局：説明は以上です。

議長：地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長：説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長：委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長：それでは、議案第38号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明する。

「No.202310-01」 個人 更新

作目：トマト・メロン・パプリカ

R9（5年後）目標 作付面積、収量の増

自動換気システム導入し燃料費削減、ハウスの高度利用

年間農業所得、年間労働時間は基本構想の基準に合致する。

議長：委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長：委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、本件の農業経営改善計画について適当であると

報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年10月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年10月25日

議長 坂 本 英 正

委員 高 松 幹 博

委員 梅 本 成 子